神奈川県内に自転車通行環境整備に関するモデル地区を指定

道路管理者と警察が連携し、モデル地区を概ね2カ年で整備していきます。

記者発表資料

国土交通省と警察庁は平成20年1月17日(木)に今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区を全国に指定し、神奈川県においては5箇所が指定されました。

①県内における自転車をとりまく環境

神奈川県は、人口、車両保有台数とも増加傾向にあるが、交通死亡事故は 5 年連続減少しています。 しかし、平成 19 年の全事故件数(50,450 件)のうち自転車が絡む人身事故件数(11,263 件)は全体の約22%、 死者数は約10%を占めており、特に自転車対歩行者の事故は308 件発生しています。

このような状況のなか、交通死亡事故をさらに減少させるためには、全事故の2割以上を占める自転車事故の発生を防止させることが重要です。

したがって、道路管理者と警察が連携し、抜本的な対策として「自転車道」「自転車レーン」「歩道における自転車の走行位置の明示」といった、自転車走行空間の確保が必要なことから、自転車通行環境の整備を推進することとしました。

②県内における指定モデル地区

	モデル地区名(所在地)	事業主体(道路管理者)	事 業 内 容	延 長
1	相模原駅周辺地区	国土交通省相武国道事務所	自転車道整備	約790m
	(相模原市中央・相模原)	神奈川県県土整備部	走行位置の明示	約600m
	※代表例 別添資料参照	相模原市都市建設局	自転車レーンの設置	約 1220m
2	金沢地区	国土交通省横浜国道事務所	自転車道整備	約230m
	(横浜市金沢区富岡東)			
3	茅ヶ崎地区	神奈川県県土整備部	自転車レーンの設置	約900m
	(茅ヶ崎市茅ヶ崎)			
4	向井町地区	横浜市道路局	自転車レーンの設置	約650m
	(横浜市鶴見区向井町)			
5	新川崎地区	川崎市建設局	自転車レーンの設置	約720m
	(川崎市幸区北加瀬)			

③交通安全の推進体制

「神奈川県道路交通環境安全推進連絡会議」は国土交通省、神奈川県、横浜市、川崎市の各道路管理者並びに神奈川県警察本部にて構成され、自転車走行環境等に関する「緊急対策の実施」や「計画的な整備の推進」としてモデル地区の審議を実施し、今回正式にモデル地区の指定を受けたものです。

平成20年1月17日

国土交通省・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ 横浜市政記者会 横浜ラジオ・テレビ記者会 川崎記者クラブ 相模原記者クラブ

問い合わせ先

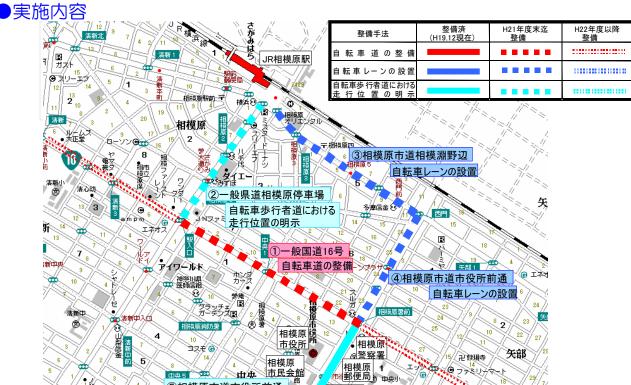
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所交通対策課 課長 星野 豊 TEL:045-316-3541 相武国道事務所管理第二課 課長 山崎 隆 TEL:042-643-2008

神奈川県 県土整備部 道路管理課 課長代理 川 崎 俊 明 TEL: 045-210-6352 横浜市 道路局 道路部施設課 課長 久保田隆久 TEL: 045-671-3557 川崎市 建設局 土木建設部 道路整備課 主幹 望月喜久夫 TEL: 044-200-2802 相模原市 都市建設局 土木部 道路整備課 課長 菊 地 勝 実 TEL: 042-754-1111

※ なお、本記者発表は、神奈川県警察本部と同時に記者発表しています。

相模原駅周辺地区における整備概要

●実施主体 国土交通省相武国道事務所、神奈川県警察本部、神奈川県、相模原市



相模原市 保健所

一般国道16号における自転車道整備について

⑤相模原市道市役所前通

自転車歩行者道における 走行位置の明示



歩道 (普通自転車歩道通行可) 上における歩行者と自転車との錯綜及び出入車両と自転車との交錯

【施行前】

自転車は歩道(普通自転車歩道通行可)上を通行していますが、歩行者との錯綜が発生しています。また支道や沿道からの出入車両と自転車との交錯による事故も発生しています。



【施行後】

自転車と歩行者との錯綜による事故の防止を図るため、自転車道により自転車と歩行者を分離し、快適な走行空間の整備を図ります。また車道寄りに自転車道を設置することで、支道や沿道から出入りする車両及び自転車からの視認性を高め、自動車と自転車の交錯による事故の低減を図ります。